

質問・説明を求めらるる事項に対する説明、回答

資料 3

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
人権教育 (外国人) ①	I-1-1-(2) (II-6-①)	人権啓発事業 (人権ユニバーサル事業)	様々な困難の中でオリンピック・パラリンピックの理念にある共生が開かれ、実現はまじい人権尊重の精神を掲げ取り組んだ。開催の賛否はあったものを国を挙げてタイムリーに生かすべきだと考えます。どのようになされたか、また今後の啓発にどう生かすか教えていただきたい。	人権同和対策課	従来から「ユニバーサル社会」「障がいのある人」「外国人」「LGBT等」などをテーマに人権研修を行ってまいりますが、東京オリンピック・パラリンピック後は、状況に応じて、これらの研修に大会の理念を取り入れてまいります。「心のバリアフリーの推進」など、東京オリンピック・パラリンピックに学ぶべきところは大きいと考えてまいります。このようない理念を念頭に置きながら今後の教育・啓発を行ってまいります。
人権教育 ②	I-1-1-(2)②	人権啓発事業 (みんなが学ぶ人権事業 (NPO等民間団体委託事業))	昨年 (R2) の6団体から、R3年は団体数が14団体と倍増しています。どのような働きかけがなされたのでしょうか？	人権同和対策課	R2年度は当初は11団体を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業を中止したため6団体に減りました。
人権教育 ③	I-1-1-(2)②	人権啓発事業 (みんなが学ぶ人権事業 (NPO等民間団体委託事業))	できれば、最近3～4年間の委託先一覧をお示しいただきたい。県内の活用状況を知りたい。	人権同和対策課	【別紙①のとおり】
人権教育 ④	I-1-1-(1)①	保育所等指導事業	乳幼児の保育内容の充実と保育所等職員の資質の向上を図るための研修では、専門職としての自覚を深める研修が実施されています。健康で健やかな乳幼児の成長を促すためには、保育現場における保健面での研修内容も加味することが大切と考えますが、そのあたりもプログラム内容に含まれているのでしょうか？	子ども・子育て支援課	お示しいた研修以外にも研修を実施しており、保育士等キャリアアップ（保健衛生・安全対策）において保健面についての研修を実施しています。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
人権教育 ⑤	I-1-(2)①	学習相談、学習情報提供事業	「地域魅力化プログラム」とはどのような内容なのか	社会教育課 社会教育研修センター	魅力的な地域をつくるために、社会教育関係者（市町村社会教育担当課、公民館職員、まちまちな関係者等）が活用できそうな様子が記された手引書です。例えば、参加者（地域住民）が話し合いながら地域の課題を共有したり、解決方法の糸口を見つけているための手法が記載されています。
人権教育 ⑥	I-1-(2)②	親子の共同体験・交流事業	青少年の家、少年自然の家で、親子を対象にした事業推進がなされています。本事業の開始からこれまでの間に、何組の親子の参加があったのでしょうか？これら事業に参加した児童・保護者の評価として、どのような内容が出されていますか？	社会教育課	<p><参加数></p> <ul style="list-style-type: none"> ○少年自然の家：昭和50年度設立 令和元年度 4事業 延べ777組参加 ○青少年の家：平成3年度設立 令和元年度 6事業 延べ677組参加 <p>※令和2年度 親子を対象としたプログラムを毎月開催</p> <p><参加者の評価></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の絆を深めることができた。 ・子どもの成長を感じることができた。 ・子どもと一緒に体験をして、普段見ることができないうちの様子を見ることができた。
人権教育 ⑦	I-1-(1)①	人権・同和教育指定園事業	研究指定園と実践モデル園は別個に定めた園でしよつか？ R3年度の実践モデル園はどこでしよつか？	人権同和教育課	令和2年度までは、研究指定園事業として進めてきました。令和3年度からは、これまでの事業を見直し、研究の組立段階から指導主事が関わり、より実践的な取組につなげるよう内容を変更してまいります。 ・令和3年度は、浜田市立石見幼児稚園が指定を受け実践を積み重ねてまいります。
人権教育 ⑧	I-1-(1)②	人権同和教育研究指定校事業 人権同和教育「PTA活動」育成事業	R3年度の指定校はR2年度からの継続校（R2-R3）の2校のみとなっています。R3～4年新たな指定校はないのでしょうか？一定程度の評価のもとに事業が終了するのでしょうか？	人権同和教育課	文部科学省の人権教育指定校事業は、令和3年度に事業内容、採択数に変更があり、全国でそれぞれの学校種で15校程度とされました。それに伴い、本県での事業対象数を小学校、中学校、義務教育学校から2校としました。 ・本県では、これらに合わせ、これまでの事業を見直し、研究の組立段階から指導主事が関わり、より実践的な取組につなげるよう内容を変更していく予定です。 ・令和4年に中学校の1校を2年間指定します。令和5年に小学校の1校を2年間指定します。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
人権啓発 ①	I-2-①	人権啓発講演会 開権事業 人権同和対策研 修事業	中小企業の役員及び推進員を対象に研修が実施され、研修を受けて各企業で職場内研修が実施されているのでしょうか？ 実施状況の把握はしておりますか？	中小企業課	幅広く研修への参加を心掛けており、事業者の状況は把握しきれていませんが、推進員が所属する商工会等での実施状況は把握しています。
人権啓発 ②	I-2-①	人権同和対策研 修事業	成合昭吉先生の講演はタイムリーだったと思います。もともと多くの所でできなかつたですか	中小企業課	本研修は商工会の事務局長が受講し、それぞれ商工会で役職員等向けに研修や報告をしているところです。
女性 ①	II-1-④	DV被害者等の 保護及び支援に 関する事業 (3. DV被害 者自立支援金貸 付事業の実施)	コロナ禍の中、DV事案が増えているとの報道もあつたが、自立支援金の貸付の実績は令和2年度ゼロと聞いていた。さらに、令和元年度はなかつた。資料をみてみると、実績については、今年度の実施計画はといての記述はない。2年度と自立しようとする人への支援はとも意義ある事業だと思ふが、実績が上がらないのは何故だろうか。実施計画の改善はないだろうか。	青少年家庭課	当該貸付制度は、女性相談センターで一時保護したDV被害者が自立するに当たり、必要な資金を無償で貸し付けの制度です。近年貸付実績が生活保護の申請ができてきたこと、一時保護中に生活保護の申請ができてきたことなどがあると考えられます。実施計画の修正はありますが、今後も被害者が安定した生活を営めるよう、当該貸付制度をはじめ、他の支援施策も活用し、必要な支援を行ってまいります。
子ども ①	II-2-⑤	子どものセーフ ティネット推進 事業	「島根県子どもの生活に関する実態調査」結果とは？「島根県子どものセーフティネット推進計画(第2期)」とは	地域福祉課	県では、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するため、令和元年度に「島根県子どもの生活に関する実態調査」を実施しました。この調査から、「支援を必要とする保護者に支援制度やサービスの情報が届いていないこと」、「相談機会や子どもの保護者の関わる時間が減少していること」、「学習支援や食事の場への高い利用希望があること」などがわかりました。この調査の結果を踏まえて、平成27年度に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第9条に基づき、令和3年3月に策定した「島根県子どものセーフティネット推進計画」の第2期計画を令和3年度に策定したところと、現在から将来にわたって、全ての子どもたちがその経済的な環境によって左右されず夢と希望をもつて成長してまいります。なお、計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
子ども②	II-2-④	子どもと家庭相談体制整備事業	児童虐待防止地域連携強化事業において、子ども専用相談電話支援事業の相談員の確保が課題となつています。現相談体制の仕組みはどのようなものでしょうか？養成研修等の受講による相談員でしよ支援者側の相談体制に向けては、体制が強化されてきているように思います。一方で、現在の子ども虐待の事例では、「しつけ」と称した虐待が後絶ちません。乳幼児の保護者を対象に啓発・支援活動を機会あることに実施することが大切と思います。（乳児訪問・乳幼児健診等々多くの保護者と接する機会を活用しての啓発活動）妊娠期からの切れ目のない支援活動の一層の充実強化への事業推進が必要と思います。	青少年家庭課	子ども専用相談電話支援事業では2団体に補助金を交付して実施しており、相談体制については、一方が毎日16:00～21:00、他方が毎月第1日曜14:00～16:00となつています。相談員については、有資格者ではありませんが、本事業を活用し、養成及び資質向上を目的とした講座を開催されています。この中には保護御意見のとおり、児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、中には児童虐待防止のために、一人ひとりの意識を変えていくとともに、妊娠期から子育て期にわたる保護者への相談支援について、一層の充実強化を図ります。また、乳幼児健診は、保護者が抱える子育ての困難さをくみ取る場の一つであり、虐待予防及び早期発見の視点を充実させた「島根県乳幼児健康診査マニュアル」を作成し、関係者へ周知しております。
子ども③	II-2-②	いじめ相談テレフォン及びSNS相談の活用	面談へつながる相談等はあるのか。面談対応者何らかの資格を必要とするのか。	教育指導課	SNS相談については、「面談や電話では相談にくい」「誰かに話を聞いてもらいたいが身近な人には話しづらい」というような相談を受けていますが、必要に応じて他の相談先へつなげるよう促すこともあります。相談対応者については、委託先の業者において公認心理師、臨床心理士、社会福祉士等の資格保持者を相談員に配置されています。
子ども④	II-2-②	いじめ対応支援事業	「アンケートQU」はどんな内容のものなのか	教育センター	電話相談から来所相談へつながるケースは、ほとんどありません。面談対応者は、子どもを対象とした相談活動の臨床経験が3年以上など、県の採用条件を満たしている者としています。
子ども⑤	II-2-②	いじめ対応支援事業	LINEを使った相談を常設してはどうか。	教育指導課	児童生徒が友達関係や学級の様子などに関する質問に回答する方式で行うもので、個人の状態、学級集団の状態、学級集団と個人との関係を担任が把握して、いじめや不登校の未然防止に役立てるものです。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
子ども ⑥	II-2-2-②	子どもと親の相談員配置事業	「子どもと親の相談員」は何らかの有資格者でしよるか？指定校で実施される実態調査の主な内容と、過去の指定校での調査結果等から共通的な課題として言えることがありませんか？	教育指導課	相談員の資格についての定めはありませんが、教員経験者などが多くなっています。 ・指定校の実態調査では組織での支援体制などについて聞き取りを行っています。その中で共通する課題として支援が必要な児童が増加している等の理由により「対応できる時間に限りがある」などの声が多くあります。
子ども ⑦	II-2-2-②	いじめの問題への取組【全般】	各学校において、いじめ・体罰・セクシャルハラメント等に関する相談窓口を設け、児童生徒に公開することとなったが、最近この事実を知らない教員に出会った。現在はどのようなか。	教育指導課	学校においては、相談窓口の一つとしてスクールカウンセラーの紹介や相談日の案内を行っています。 ・また、誰にでも相談できるような教育相談体制を整備しています。
子ども ⑧	II-2-2-②	いじめ相談テレフォン及びSNS相談の活用	R2年度実績としてSOSダイヤルと合わせて相談件数が前年度の倍となつています。子どもからの相談が増えているのか、保護者からの相談が増えているのか、実態はどうですか？ 相談内容の共通性はありますか？ 共通性に関わる対応として現在の施策体系事業に反映できる内容でしよるか？	教育センター	小、中、高校生とも子供からの相談件数は増加しています。特に高校生からの相談は前年比のおよそ2倍強となつています。対象外（一般の方からの個人的な相談）の相談も3倍程度増加となつており、この二つで全体の数を大きく引き上げています。 相談内容の共通性は特に無いですが「心身の健康・安全」の項目が多くなつています。 施策体系事業に関わる相談は、不登校、いじめ、虐待、友人関係などの項目を合計すると、その他以外の項目で一番多くなります。 本人や保護者の不安解消といった点において、施策体系事業を補完する役割を担っています。
障がいのある人 ①	II-4-⑧	障がい者虐待防止対策支援事業（障がい者虐待一対応専門職チーム派遣事業）	令和2年度の派遣実績はあったかどうか。また、過去に遡ってどんな事業がどれ位の件数あったかどうか。また、この派遣事業についてはどんな形で周知されているだろうか。	障がい福祉課	「障がい者虐待一対応専門職チーム派遣事業」は、弁護士及び社会福祉士で構成する専門職チームが市町村等に対し、専門的見地から助言を行うことにより、障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を目的として実施しています。 【派遣実績】令和2年度 助言・相談活動 : 6回 事例検討・情報交換 : 2回 助言・相談活動 : 7回 事例検討・情報交換 : 3回 助言・相談活動 : 3回 事例検討・情報交換 : 5回 令和元年度 助言・相談活動 : 3回 事例検討・情報交換 : 3回 平成30年度 助言・相談活動 : 5回 事例検討・情報交換 : 5回 【周知方法】県から市町村に対し、事業の実施方法について通知を行っています。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
障がいのある人 ②	II-4-⑥	障害者の雇用促進・安定事業	民間企業への実雇用率の上昇は、大変喜ばしいことと思えます。雇用された障害者が将来にわたる生活の安定化を図るためにも継続して勤務できる職場環境が重要と思っておりますが、就労後に離職される状況があるのでしょうか？ 離職割合と主な離職理由は？	雇用政策課	<p>島根労働局に確認したところ、就労後に離職されるケースはありますが、県内の離職割合及び離職理由については、把握されていませんでした。実際に障害のある方に対して就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う、県内の障害者就業・生活支援センターに問い合わせたところ、支援対象者の主な離職理由は、自身の体調によるものが多いとの回答でした。</p> <p>(参考) 2017年4月「障害者の就業状況等に関する調査研究」 調査実施機関：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 障害者職業総合センター 調査対象：全国で134所の公共職業安定所の障害者窓口の紹介により就職した者 (5,015人) 離職割合：就職後3ヶ月時点 23.5% 就職後1年時点 41.6% 1年未満の離職者の主な離職理由：自己都合 69.3% ・3ヶ月未満で離職した者の具体的な離職理由 ①労働条件が合わない 19.1% ②業務遂行上の課題あり 18.1% ③障害・病気のため 14.3% ・3ヶ月以降1年未満で離職した者の具体的な離職理由 ①障害・病気のため 17.4% ②人間関係の悪化 10.8% ③労働条件が合わない 10.1% 業務遂行上の課題あり 10.1%</p>
障がいのある人 ③	島根県人権施策推進基本方針(第二次改定)	4(2)③特別支援教育の推進に関して	「自立と主体的な社会参加の実現」の他に、特別支援教育の推進の方向はありますか。	特別支援教育課	<p>本県の特別支援教育においては、自立と主体的な社会参加の実現に向けて、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて指導・支援を充実させていくことが基本的な方向です。また、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づき、インクルーシブ教育システムの構築を目指して取り組んでいます。</p>

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
患者及び感染者等 ①	II-7-⑤	インフォーム ド・コンセン トの普及	苦情と相談の366件について、分類され ると良いと思いました。	医療政策課	令和2年度の相談内容内訳は、以下のとおりです。 ・医療知識を問うもの：131件 (36%) ・医療行為、診療内容：90件 (24%) ・コミュニケーション関連：50件 (14%) ・医療情報の取扱：17件 (5%) ・医療費に関する相談：15件 (4%) ・医療機関等の案内：13件 (3%) ・その他：50件 (14%)
患者及び感染者等 ②	II-7-①	ハンセン病に関 する普及啓発事 業	前回の改定以後、ハンセン病問題を巡る状況は大 きく変化しているが、高根町のハンセン病問題に 関する予算等はどのように変化しているか。藤楓 協会の予算との比率の変化も併せて知りたい。 ハンセン病問題に係る県予算と藤楓協会の予算額 の分かる資料を2018年度～2021年度まで 概略のみで結構です。でお見せくださいますか。 しよろうか。	健康推進課	【別紙②のとおり】
患者及び感染者等 ③	II-7-①	ハンセン病に関 する普及啓発事 業	小学校高学年を対象とした副読本の現物を見せて いただきたい。	健康推進課	【別冊資料のとおり】
患者及び感染者等 ④	II-7-③	感染症予防体制 整備事業	今年度、全体に「新型コロナウイルス感染症の影 響により」との記述はあるが、この取組について は、また出せなかつたか。	感染症対策室	様々な機会を捉えて新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及・啓 発の推進は行っていますが、新型コロナウイルスに特化した計画事業はありま せん。
性的指向、 性自認等 (LGBT等) ①	II-10-①	人権啓発事業 人権啓発ライブ ラリー事業	県民に対する取組だが、当事者からの発信がなく見がき けなないか。当事者からの発信がなく意見がき けない(要望)	人権同和対策 課	当事者から話を聴く研修会については、R3年度は公民館職員等を対象に県内5 カ所で開催している。この研修会では、地域での実践的な指導者として公民館 職員等の資質向上を目指しており、ご指摘の県民に対する直接的な取組ではな いが、受講後に地域で同様の研修会を実施する例もあると聞いている。今後、 県民に対する取組も検討したいと考えております。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
性的指向、 性自認等 (LGBT等) ②	II-10-②	人権教育指導資 料作成事業	人権同和教育課において、令和元年度にリーフレットを作成・配付され、それをもとに出前講座等を実施されていると認識しています。その様子をお聞きしたいです。	人権同和教育課	令和3年度から「性の多様性」をテーマにした研修プログラムを人権教育担当主任等研修や出前講座で実施しています。学校現場でのニーズは高く、10月31日現在22会場で実施しています。 ・令和元年度に作成したリーフレットをもとに、環境づくり・相談体制づくりなど、まずは、教職員の理解を進めるための講義を行い、そして、学校現場で一步踏み出せるよう、参加型学習を取り入れた教職員研修を進めています。
性的指向、 性自認等 (LGBT等) ③	II-10-②	人権教育指導資 料作成事業	雲南市においては、保育士・教職員理解が進み、「幼児児童生徒への性の多様性に係る指導」の必要を感じてきました。今年度は、中学校区で実施した実践を行うとともに、雲南市内の幼稚園・保育所・こども園、小学校、中学校、高等学校の実践事例を収集し、様々な形で共有できるようにしたいと思います。	人権同和教育課	子どもたちの理解が進むことはとても大切であると認識しています。一方で学校が何でも相談しやすい雰囲気であるのか、教職員が「性の多様性」について理解しているのか、子どもへの心に響く授業ができるのかなど、様々な課題が考えられます。本課は、まずは、教職員の理解を進めたいと考えています。 ・雲南市の取組・実践等についての情報提供や授業参観など、本県の先進事例として、広く情報提供していきたいと考えています。
インターネットによる人権侵害 ①	II-11-①	情報通信メディアを利用した差別事象への対応 人権啓発ライブラリー事業	私は、「多様性（性を含む）の尊重につながる指導」は、幼児期から全員を対象に段階的に指導すべきであると考えます。なせならば、誰もが自分らしさを自信をもって発揮できる社会につながることを思うからです。同様の考えで実践事例集を作成される都道府県や市も増えました。私は、島根県でも「多様性（性を含む）の尊重につながる指導」が広く全県で行われるようになり、さらには積極的な対応が必要ではないか。具体的な活動内容を知りたい。	人権同和教育課	ライブラリーでは、インターネットと人権をテーマにしたDVD等の教材を整備・紹介していき、今後も幅広い年代の皆さんに活用していただくことができるように教材の充実を努めます。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
インターネットによる人権侵害 ②	II-111-①	情報通信メディアを利用した差別事象への対応 人権啓発ライブ ラリー事業	インターネットによる人権侵害は深刻ですが、高齢者の多い本県では関心が薄いため、年齢を問わず啓発教育・啓発をどのように進めようと思われているのか、モニタリングは現在どのようになっているか等についてご説明のお願いです。また、インターネットによる人権侵害に関する隣接地区に苦慮しているところがあります。【勤務する隣接地区の住民啓発が進まないという実情があります。また、インターネット上での同和地区に関する識別情報の摘示が生起し対応に苦慮しているところがあります】	人権同和対策課	モニタリングについては、人権同和対策課の職員が、勤務日に自席パソコンから投稿サイトにアクセスし、人権侵害に関する書き込みの有無を確認しています。モニタリング実施結果については、庁内関係課へ情報提供すると共に、人権侵害等に該当する書き込みについては法務局等へ通報・削除依頼を行っています。
				人権同和対策課	インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、他人への中傷、無責任な噂、個人情報や無断掲載などインターネット上で不正な行為が増えています。県民一人一人が、人権擁護の視点を立正した正しい知識を身につけて、情報収集・発信における個人の責任や遵守すべき事項などの付き合い方などに関する講演会や、部落地名裁判の原告の一人一人が、SNSの付化センターの職員を講師とした研修会を行う予定です。
				教育指導課	各学校の実態に応じて情報モラル・セキュリティ教育の推進を図られるよう啓発資料や校内研修資料を配付しています。
				人権同和教育課	学校では、「人権教育全体計画」を作成し、道徳や特別活動をはじめ教育活動全体の中で、いじめやインターネットによる人権侵害の防止を含んだ人権感覚・人権意識を高めるための教育を行っています。「差別をしない生き方」を主体的に選択できるように支援しています。また、「子どもにも身に付けさせたい資質・能力」を明確にした人権学習が行われるよう、出前講座などの教職員研修をさらに充実させていきます。

課題	基本方針	事業名	質問	担当課	回答
様々な人権課題 ①	Ⅱ-12-②	人権啓発ライブ ラリー事業	島根県特有の課題である「きつねもち」に関する取組事例はあるか。あればどのような取組がおおねしたい。	人権同和対策課	「きつねもち」に特化した取組は行っていませんが、「ひのえうま」「六曜」等の根拠のない迷信や風習に同調し偏見や差別を助長することがないように、迷信や風習をテーマとした人権研修を必要に応じて実施してまいります。
様々な人権課題 ②	Ⅱ-12	様々な人権課題 【全般】	全国に先駆けて取り組まれていく「自死者・自死遺族」については、事業がない年も項目は明記されるべきではないか。	人権同和対策課	「人権施策推進計画」は、県の「人権施策推進基本方針」に基づいて作成しており、方針に定める人権課題等は、基本的に法務省から示される人権課題に準拠してまいります。現在国の示す人権課題に「自死」は含まれていないため、結果的に今回の推進計画には事業が記載されていません。県としては自死は重要な問題であるとして、様々な事業を展開してまいります。人権課題は時代とともに変化していくものですので、国の動向等を注視しながら、「自死」を今後項目に加えていくか検討していきたいと考えています。

みんなで学ぶ人権事業 実施団体一覧(H30～R3)

所在地	団体等名称
松江市	活動する市民グループ連絡会
	雑賀地区人権教育推進協議会
	在日朝鮮学生美術展山陰地区実行委員会
	人権パッチギの会松江
	わ・わ・わの会(和・輪・羽の会)
	学び直しの会
	菅田まちづくり会
	蛍の会
	紫の風
浜田市	はまだCAP
	べっぴんの会
出雲市	乙立地区同和教育推進協議会
	高浜地区同和教育推進協議会
	檜山地区人権・同和教育推進協議会
	自死遺族自助グループ しまね分かち合いの会・虹
安来市	多文化共生 みつくすさらだ
益田市	特定非営利活動法人 多文化共生と人権文化LAS
雲南市	はんどぼっくの会
奥出雲町	布勢地区福祉振興協議会
邑南町	法被の会
隠岐の島町	福祉フォーラム・イン隠岐実行委員会

【計 21団体】

【別紙②】

ハンセン病問題に関する島根県の歳出予算

事業名称	内容説明	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	備考
ハンセン病療養所入所者家族生活援護	世帯主不在の療養所入所者家族生活費の援護	597	602	602	604	
ハンセン病療養所入所者里帰り事業	島根県藤楓協会の里帰り事業にあわせて入所者へ記念品を贈る	19	16	17	15	
ハンセン病に関する普及啓発事業	啓発活動に係る印刷代、旅費など	885	885	1,235	1,235	令和2年度からは、元患者家族に対する補償の関連費用(相談窓口の電話回線使用料等)を計上
合	計	1,501	1,503	1,854	1,854	

単位:千円

島根県藤楓協会の歳出決算

歳出科目	内容説明	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
運営費	会議開催経費等	145	136	173	167	
郷土訪問(里帰り)事業	里帰り者の旅費、里帰りできない方への記念品代等	110	139	94	144	平成28年度からは希望者による個別里帰りを実施
療養所訪問等事業	訪問する者の旅費、入所者へ新聞や花などを送付	1,488	1,091	1,705	697	
普及啓発事業	人権担当教職員や看護学生の研修旅費等	1,506	892	950	0	
民間団体等助成事業	民間団体の療養所訪問や啓発活動の経費を助成	106	0	143	0	
合	計	3,355	2,258	3,065	1,008	

単位:千円

【別紙③】

大東中学校区でめざす子ども像
「自分と人と地域を愛し、挑戦し続ける子」

【大東中学校区夢発見プログラム】

「平和と人権」 重点目標

- 家族の暖かさを基盤として、いろいろな人とのかかわりを通して命の尊さを感じたり、他者への共感性や自分を大切にしたりしようとする態度を育む。
- 「生きること」の尊さを実感させることを通して、他者の個性を尊重し、自己理解を深め、夢や希望をもって将来の生き方を考えていこうとする態度を育てる。

【実態】

- (子どもの実態)
- 各学校によって、性の多様性についての知識、認識に差がある。
- (教師の実態)
- 各学校によって指導方法や指導内容に違いがある。
 - 小中での連携した指導ができていない。

【今日的課題】

- 性の多様性が認められる学校づくり
 - ・正しい知識や理解の習得
 - ・支援体制の確立と相談しやすい環境づくり
- ・人権教育として発達段階に応じた系統的・計画的な指導の実施

大東中学校

大東小学校

西小学校

阿用小学校

佐世小学校

発達段階に応じた学習内容

知的理解

【多様性の尊重】 「みんながって みんないい」 違いを認め合う、個人の尊厳 ※全ての人権課題解決のために必要

	小学校低学年	小学校中学年	小学校高学年	中学校1・2年	中学校3年
学年別到達目標	○自分らしく過ごすことの大切さを知り、友だちも自分も大切にしようとする態度を育てる。	○性のあり方は一人ひとり違うことに気づき、自他の違いを認め、互いに相手を尊重できる態度を育てる。	○「多様な性」のあり方に関心を持ち、正しい知識を身につけて、よりよい人間関係を築こうとする態度を育てる。	○性的マイノリティについて正しく理解し、当事者の思いに共感し、誰もが自分らしく安心して暮らせる社会について考え、行動しようとする態度を育てる。	○自他の良さや違いを認め、自分らしさを大切にし、性の多様性だけでなく、社会全体の様々な多様性も認め合い、よりよい社会や人間関係づくりをしようとする態度を育てる。
学習内容とおさえたいこと	○1年生 「すきないろはなあに」 ○2年生 「自分らしくていいんだよ」 ★キーワード 「一人ひとりちがう」 「自分らしさが大切」 ・一人ひとり好きなものは違う ・性別に関係なく、好きなものを選んでよい ・一人ひとりが大切な命、宝物 ・自分らしさを大切にする ・友だちの違いも大切にする	○3年生 「らしさって何だろう？」 ○4年生 「いろいろな性、いろいろな家族」 ★キーワード 「性別の固定観念」 「いろいろな家族の形」 「傷つける言葉」 ・性別の固定観念に捉われず、自分らしく過ごすことが大切 ・家族にはいろいろな形や幸せがあり、違っていてもいい ・一人ひとりに違いがあることが素晴らしいことであり、お互いを認め合うことが大切 ・異性を好きになっても同性を好きになっても好きにならなくてもいい ・性的マイノリティの人を傷つける言葉を使ってはいけない	○5年生 「いろいろな性ってなんだろう」 ○6年生 「自分らしさのものさし」 「みきという女の子」 ★キーワード 「4つの性」 「自分らしさのものさし」 「自分らしくいられる社会」 ・性には、「身体の性」「心の性」「好きになる性」「表現する性」の4つの性があり、性のあり方は一人ひとり違う。 ・自分を含めた誰もが、性のものさしのどこかに位置づいている。 ・性的マイノリティの人達への差別や偏見があり、苦しい思いをしている人もいる ・お互いの違いを認め合い、誰もが自分らしくいられる社会にすることが大切	○中学1年生 「いろいろな性にもっとくわしくなろう」 ○中学2年生 「僕のものまや」 ★キーワード 「正しい理解と判断」 「痛みや感情への共感」 ・性は他人ごとではなく、自分を含めた全ての人々が当事者である ・性的マイノリティをめぐる様々な人権問題がある ・差別や偏見に捉われない、正しい理解や判断が大切	○中学3年生 「誰もが自分らしく暮らせる社会について考えよう」 ★キーワード 「全ての人が生きやすい社会」 ・性の多様性だけでなく、社会にはあらゆる「違い」があり、違いを認め合い、誰もが安心して自分らしく暮らせる社会にすることが大切。 ・正しい知識や理解のもとに行動することで、差別や偏見を未然に防ぐことができる。

【共通】 「みんながって みんないい」「困ったことや悩みがある時は、家族や先生、友だちなど信頼できるだれかに相談しよう」